



## 令和6年度幼児教育・保育の無償化のための申請案内 (子育てのための施設等利用給付)

幼児教育・保育の無償化のために必要となる「子育てのための施設等利用給付認定」の申請の手続き、施設等利用給付の請求手続きについてのご案内です。

内容をよくご確認の上、申請してください。

### 軽減となる対象経費

利用料に限ります。

※ 通園送迎費、食材料費(主食費、副食費等)、行事費などは、引き続き保護者の負担になります。

### 対象となる児童

保育料の無償化対象となるには、「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

お子さんの年齢や保育の必要性の有無によって3つの区分に分かれており、**通常の教育時間のみを利用する場合は第1号認定を、教育時間と預かり保育を利用する場合で軽減の対象となるためには保育の必要性があること要件とする第2号認定または第3号認定**を受ける必要があります。

給付認定区分	要件	保育の必要性※
第1号認定	満3歳以上の子ども (下記第2号認定・第3号認定子どもを除く)	なし
第2号認定	令和6年4月1日時点において3歳以上の子ども	あり
第3号認定	令和6年4月1日時点において3歳未満で、 市町村民税非課税世帯に属する子ども	あり

※「保育の必要性」に該当する事由については、別表1を参照してください。

なお、お子さんと保護者が幼稚園の利用開始日時点において、多賀城市に住んでいる方が申請できます(多賀城市に住民票があることを原則とします。)

### 支給限度額

#### <入園料・保育料>

- 入園料及び保育料が、最大月額25,700円(年額308,400円)まで軽減されます。  
なお、入園料は入園初年度に限り、月額に換算して軽減されます。

#### <預かり保育利用料>

- 第2号・第3号認定を受けているお子さんが支給対象です。ただし、第3号認定については、満3歳児のみ(3歳の誕生日前日から3歳になって最初の3月31日まで)が対象となります。
- 第2号認定は月額11,300円、第3号認定は月額16,300円を上限に、**日額450円**に利用日数を掛け合わせた額か、実際に預かり保育に要した利用料のうち低い額が支給されます。

※ 在籍する幼稚園等の預かり保育の実施水準が十分でない場合(平日開所時間8時間未満又は年間開所日数200日未満)、他に認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)を利用した場合も含めて、上記月額上限額を超えない範囲で軽減されます。

## 「子育てのための施設等利用給付認定」の申請手続き

- ・第1号認定、第2号認定、第3号認定の申請は、「幼稚園」にて受付をします。  
申請日以降の認定になります。遡っての申請受付は行えませんので、ご注意ください。
- ・申請書類は、幼稚園にて配布しています（市ホームページからのダウンロードも可能です。）。

### 【手続方法】

1. 幼稚園から指定された期日までに、幼稚園へ次の書類を提出してください。

① 子育てのための施設等利用給付認定申請書

※ 第1号認定は表面のみ、第2号認定・第3号認定の場合は裏面まで記入

② マイナンバー記入用紙（確認書類等の写し添付）

※ 別紙「マイナンバーの関係書類の提出について」をご確認ください。

～第2号認定・第3号認定の場合は、次の書類も必要です。～

③ 保育を必要とする事由を証明する添付書類（就労証明書など 別表1参照）

【提出対象者：保護者（父及び母（事実婚の場合を含む）など）】

※ 就労証明書の用紙は1人2枚ずつ配布します。

就労予定申立書が必要な方は、市ホームページからダウンロードください。

※ 証明日から4か月以内のものが有効です。

※ 兄弟姉妹で2人以上同時申請する場合は、原本を1部、他はコピーでかまいません。

④ 市町村民税所得割額がわかる証明書（非課税証明書など）

※ 第3号認定を希望し、下記基準日時点で多賀城市外にお住まいの方のみ

【提出対象者：父母（事実婚の場合を含む）及び同居の直系尊属（祖父母等）】

基準日	賦課年度	必要書類
令和5年1月1日 ※令和6年4月1日～同年8月31日に利用開始する場合のみ	令和5年度	令和5年度非課税証明書など
令和6年1月1日	令和6年度	令和6年度非課税証明書など

非課税証明書は、基準日に住民票がある市町村で発行されます。令和6年度分の発行開始日は市町村によって異なります。発行出来次第、提出ください。

2. その後、多賀城市で審査・認定を行います。

後日、幼稚園を通して施設等利用給付認定通知書をお渡しします。

（第2号・第3号認定を申請されても、要件に該当しない場合は、第1号認定を行います。）

## 施設等利用給付の請求手続き（第2号認定・第3号認定）

- ・預かり保育利用料は、保護者が幼稚園に一旦全額支払う必要があります。  
施設等利用給付を受けるためには、別途請求が必要です。
- ・請求書類は、幼稚園にて配布予定です（市ホームページからのダウンロードも可能です。）。
- ・請求の受付は利用する幼稚園等を経由して、原則「半年」ごとに行います。  
※ 4月から9月までの利用分は、10月末までに請求してください。  
10月から3月までの利用分は、4月上旬までに請求してください。

### 【手続方法】

1. 上記請求期間に、通園する施設へ下記の書類を提出します。

① 施設等利用費請求書

② 領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書

※②は、幼稚園が保護者へ発行します。請求月まで大切に保管ください。

2. その後、多賀城市が請求書類等を審査し、請求から概ね1～2か月後に認定子どもの保護者名義の口座へ支給します。

※ 認定子どもの保護者（請求者）と異なる振込先を指定する場合は「委任状」が必要です。

## 変更があった場合の手続き

申請内容に変更があった場合等には、手続きが必要です。

各届出書類については幼稚園を経由せず、多賀城市保健福祉部子ども政策課へ直接提出してください。

届出書類は、幼稚園及び保健福祉部子ども政策課にて配布しています（市ホームページからのダウンロードも可能です。）。

変更内容	届出書類	提出の締切
<input type="checkbox"/> 申請内容に変更があった場合（例：住所変更、勤務先変更、家族構成変更、保育を必要とする事由の変更等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設等利用給付認定変更申請書兼認定内容変更届</li> <li>・変更に係る添付書類</li> </ul>	変更が生じる月の前月の20日まで
<input type="checkbox"/> 他市町村へ転出する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設等利用給付認定取消届</li> </ul>	転出日まで ※早めの提出をお願いいたします。 <u>在園している園の利用を継続したまま、他市町村へ転出する場合は、転出先の市町村で申請が必要です。申請内容等は転出先の市町村へ確認してください。</u>
<input type="checkbox"/> 第1号認定から、第2号認定・第3号認定へ変更する場合 （保護者が保育の必要性に該当し、預かり保育を利用したい場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設等利用給付認定変更申請書兼認定内容変更届</li> <li>・保育を必要とする事由を証明する添付書類(別表1)</li> <li>・市町村民税所得割額がわかる証明書(非課税証明書など)※</li> <li>※第3号認定を希望し、多賀城市外にお住まいだった方のみ</li> </ul>	変更が生じる月の前月の20日まで
<input type="checkbox"/> 第2号認定・第3号認定から、第1号認定に変更する場合 （保育の必要性の認定に該当しなくなった場合、または預かり保育を利用しない場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設等利用給付認定変更申請書兼認定内容変更届</li> </ul>	変更が生じる月の前月の20日まで

申請内容に虚偽があった・事実と相違した場合や、申請内容に変更が生じたがその連絡がなかった等の場合には、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。

## 別表 1

○保育の必要性の認定に該当する事由と添付書類一覧（多賀城市の場合）

保育の必要性の認定に該当する事由		認定の有効期間	添付書類
①就労(※1)	日常の家事以外の仕事を月60時間以上している場合	最長、就学前まで	就労証明書 (自営業、親族経営の場合は別途書類が必要)
②求職活動	求職活動を継続的に行っている場合	2か月間	就労予定申立書
③妊娠・出産	母が出産の前後である場合	産前6週から産後8週(※2)	出産予定日が記載された母子手帳の写し
④就学	学校または職業訓練校に月60時間以上在学している場合	通学期間中(※3)	在学証明書、通学期間が分かる書類
⑤病気・障害	病気、けが、心身の障害がある場合	最長、就学前まで(診断書に基づく)	療養期間が記載された診断書
⑥介護・看護	病人や心身障害者の看護、介護をしている場合	最長、就学前まで	看護、介護を必要とする方の診断書や障害者手帳の写し
⑦災害復旧	震災・風水害・火災などでその家庭が被害を受けたために復旧にあたる場合	最長、就学前まで	罹災証明書
⑧虐待・DV	児童虐待やDVのおそれがある場合	最長、就学前まで	要相談
⑨育児休業 (既に施設を利用中の児童のみ)	育児休業取得時に、既に施設を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合(育児休業期間が原則として、1歳に到達するまでの場合のみ)	育児休業期間に基づく	育児休業期間が記載された就労証明書、育児休業に係る保育継続申立書
⑩高齢	入所日において65歳以上の方	最長、就学前まで	なし

第2号・第3号認定の場合、有効期間が満了した場合、上記の理由に該当しなくなった場合、預かり保育については、無償化の対象外となります。継続して預かり保育の無償化を希望する場合には、期間満了後も保育を必要とする書類の提出が必要になります。

また、年1回現況の確認を行います(必要書類等については第2号・第3号認定を受けている方対象に別途ご案内する予定です。)

- ※1. 育児休業からの復職を理由に「就労」で、申請をされる場合は、認定後1か月後までに復職していただきます。復職後は、復職年月日が記載された就労証明書を提出いただく場合があります。
- ※2. 「妊娠・出産」の認定の有効期間は、産前6週から産後8週の翌日が属する月の月末までです。
- ※3. 「就学」の認定の有効期間は、保護者の卒業予定日又は修了予定日が属する月の月末までです。